

家族信託
普及協会

制度確立へ活動本格化

保険募集人の有効な提案手法に

家族信託普及協会が活動を本格化させる。高齢者や障がい者のための相続対策と財産管理の必要性が高まる中、信頼できる家族・親族に財産を託す家族信託制度の確立を実現する。専門家および保険募集人などを正会員として同制度の正しい知識と情報を提供。保険募集人はそれぞれの顧客に同制度を活用した相続対策や財産管理を提案できる。芳屋昌治代表理事(プロサーチ代表取締役)は「生保と相続は親和性がある。家族信託は保険募集人にとって有効な提案手法の一つになる」と強調する。

相続対策、財産管理を模索

日本では人口の高齢化に伴い認知症の患者数が増加している。厚生労働省の資料によると、20

10年の65歳以上の患者数は推計で約439万人、予備軍といわれるMCI(正常と認知症の間)の状態)有病者数は約380万人と推計されている。また、知的障がい

家族による家族のための信託

がある人なども考える。相続を適切に管理・承継することが難しい人が増えている。現在、資

産の所有者が認知症になった場合の財産管理についてはほとんどケアされていない状況で、成年後見制度を利用すると資産の流動性が低下するといった指摘もある。その一方で、資産の所有者が認知症になり判断能力を喪失した後も家族にとって最適で柔軟な財産管理をしたいとのニーズは高まっている。

また、法定相続の概念に捉われない資産承継もできる。通常の遺言では二次相続以降の資産承継先の指定はできないが、家族信託ではそれが可能になる。

さらに、共有不動産は共有者全員が協力しな

く、家族信託に活用できる。家族信託は、相続に任せて、所有者本人が判断能力を喪失した場合も引き続き家族による積極的な資産運用が可能となる。「本人の意思確認作業が不可欠な委任契約、生前贈与、相続税対策、資産の積極的活用ができない成年後見制度の限界を超えて柔軟な対応ができる」と言う。

しかし、家族信託に関する正しい情報を提供し、家族に対する最適な相続対策や財産管理を提案できる専門家がまだ全

く、家族信託に関する正しい情報を提供し、家族に対する最適な相続対策や財産管理を提案できる専門家がまだ全

託を活用した財産管理法の一つとして今後、社会に浸透することが確実視されている。

同協会の宮田浩志理事(司法書士宮田総合法律事務所代表)は「家族信託は委任契約と成年後見制度、遺言の優れた機能を兼ね備えている」と強調する。家族信託の活用により、資産の所有者が元気づちから、資産の

しかし、家族信託に関する正しい情報を提供し、家族に対する最適な相続対策や財産管理を提案できる専門家がまだ全

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族

ユーザーの利便性も高める

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族

ユーザーの利便性も高める

ことを目的に設立されたのが家族信託普及協会だ。芳屋氏は「家族信託は受託者が家族になるため、安心を得ることができる。また、ランニングコストも不要だ。多くのメリットがあるものの普及が進んでいない。個人の資産管理、相続に関連する業界・団体などと連携して社会への周知を図っていきたい」と話す。

ユーザーの利便性も高める

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族

ユーザーの利便性も高める

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族

ユーザーの利便性も高める

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族



宮田氏



芳屋氏

こうした場合、07年の信託法改正で可能になった家族信託が注目されている。家族信託は、信頼できる家族・親族に財産を託すことで費用を抑えた柔軟な財産管理と相続対策を実現できるため、信

託を活用した財産管理法の一つとして今後、社会に浸透することが確実視されている。

同協会の宮田浩志理事(司法書士宮田総合法律事務所代表)は「家族信託は委任契約と成年後見制度、遺言の優れた機能を兼ね備えている」と強調する。家族信託の活用により、資産の所有者が元気づちから、資産の

しかし、家族信託に関する正しい情報を提供し、家族に対する最適な相続対策や財産管理を提案できる専門家がまだ全

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族

ユーザーの利便性も高める

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族

ユーザーの利便性も高める

産の所有者が認知症になった場合の財産管理についてはほとんどケアされていない状況で、成年後見制度を利用すると資産の流動性が低下するといった指摘もある。その一方で、資産の所有者が認知症になり判断能力を喪失した後も家族にとって最適で柔軟な財産管理をしたいとのニーズは高まっている。

また、法定相続の概念に捉われない資産承継もできる。通常の遺言では二次相続以降の資産承継先の指定はできないが、家族信託ではそれが可能になる。

さらに、共有不動産は共有者全員が協力しな

く、家族信託に活用できる。家族信託は、相続に任せて、所有者本人が判断能力を喪失した場合も引き続き家族による積極的な資産運用が可能となる。「本人の意思確認作業が不可欠な委任契約、生前贈与、相続税対策、資産の積極的活用ができない成年後見制度の限界を超えて柔軟な対応ができる」と言う。

しかし、家族信託に関する正しい情報を提供し、家族に対する最適な相続対策や財産管理を提案できる専門家がまだ全

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族

ユーザーの利便性も高める

同協会は、保険募集人や司法書士、税理士、公認会計士、弁護士などを正会員として活動する。主な活動内容は、①家族

家族信託 制度と可能性を学ぶシンポジウム

家族信託普及協会が6月13日に開催する同協会設立記念イベント「家族信託・制度と可能性を学ぶシンポジウム」では、芳屋氏と宮田氏が家族信託の仕組みなどを解説するとともに、プルデンシャル生命の本多巨樹氏のほか実務者と顧客が意見交換するパネルディスカッションが行われる。

【日時】6月13日 午後3時半～5時半
【会場】アルカディア市ヶ谷(私学会館)
【住所】東京都千代田区九段北4-2-25
【定員】100人
【参加費】無料
【問い合わせ】info@kazokushintaku.org